

第5章 第6期宇部市障害福祉計画及び 第2期宇部市障害児福祉計画

1 基本理念

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」により、市等が、障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する際の基本理念を次のように定めています。

第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画含む）

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会*を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）、難病患者等に対しサービスの充実を図るとともに、引き続きその旨の周知を図ります。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、福祉施設の入所や病院の入院から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

④ 地域共生社会*の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことがで

きる地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組を推進します。

⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いのある段階から支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ることにより、地域体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、日常生活において医療を要する状態にある障害児が支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が協働する包括的な支援体制を計画的に推進します。

⑥ 障害福祉人材の確保

安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施するために、提供体制の確保と併せて人材を確保していく必要があり、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場の周知・広報等の取組を推進します。

⑦ 障害者の社会参加を支える取組

障害者が文化芸術を享受鑑賞するほか、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図るとともに、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

2 成果目標

第6期障害福祉計画

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標として、以下の成果目標を設定します。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第2期障害児福祉計画

障害者児及びその家族への支援の観点から、身近な地域での支援などの課題に対応するために、障害児通所支援等の提供体制の確保にかかる目標を障害児支援の提供体制の整備等として、以下の成果目標を設定します。

- ① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ② 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

3 第5期計画の進捗状況と課題

1 重点項目

第5期計画の重点項目に関する成果目標は、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行等」及び「障害児支援の提供体制の整備」としてまいりました。

これらの重点項目の進捗状況については、次のとおりです。

2 重点項目の進捗状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

		(人)	
		地域生活への移行者数	施設入所者数の削減
基準	H29年度	(3月末現在の施設入所者数) 225	
第5期計画	H30年度までの累計	2	-6
	R元年度までの累計	2	0
目標値	R2年度までの累計	14	5

第5期計画では、H29年3月末現在の施設入所者数225人を基準として、R2年度末までに14人（6.0%）が地域生活に地域移行するとともに、施設入所者数を5人（2.0%）削減するものとして目標値を設定しました。

基準日からR元年度末までに、施設入所から地域生活へ地域移行した人数は4人であり、施設入所者数については6人増加しております。

いずれも施設入所のニーズの増加等により目標値を大幅に下回っていることから、今後も地域移行を進めていくために、地域で安心して生活することができる環境を整えていく必要があります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者を地域で支える環境を整備する必要があるため、情報共有や協議等の場の設置に向け取り組んでいきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

相談体制、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の確保、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの必要な5つの機能の強化を図ることで、地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくため、地域生活支援拠点等の整備に面的整備型（複数の機関が分担して機能を担う体制）として、H30年度に開催した第1回自立支援協議会において承認を受けました。引き続き、地域生活支援の強化を図るため、機能の充実に向け取り組んでいきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

		(人)
		福祉施設から一般就労へ移行した者の数
基準	平成28年度	27
参考	平成29年度	24
第5期計画	平成30年度	19
	令和元年度	29
目標値	令和2年度	41 (基準の1.5倍)

※「福祉施設」：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）

第5期計画では、平成28年度に福祉施設から一般就労へ移行した者27人を基準として、令和2年度に41人（基準の1.5倍）が一般就労へ移行するものとして目標値を設定しました。

令和元年度に福祉施設から一般就労へ移行した者は29人であり、これは基準とする平成28年度の一般就労への移行実績に対し、その割合（実績）は1.07倍です。

今後も、障害者自身の自立した生活基盤の確保のため、一般就労への移行や定着支援を含めたさらなる就労支援の強化が必要です。

（当該年度末の状況）

		就労移行支援事業の利用者（人）
基準	平成28年度	38
参考	平成29年度	67
第5期計画	平成30年度	75
	令和元年度	79
目標値	令和2年度	46 （基準の1.2倍）

第5期計画では、平成28年度の就労移行支援事業の利用者を38人として目標値を設定しました。

令和元年度の就労移行支援事業の利用者は79人であり、これは基準とする平成28年度の就労移行业務所の利用者数の実績に対し2.08倍です。

今後も一般就労に向け、就労移行支援事業の利用促進を図っていきます。

また、平成28年度における市内の就労移行支援事業所4か所全てが就労移行率30%以上であり、新規開設事業所も順調に移行できていることから、就労移行率が3割以上の事業所数を全体の80%以上とするとの目標を設定しました。

さらに、障害者の一般就労への定着も重要であることから、令和元年度の就労定着支援事業利用による1年後職場定着率を令和2年度に68.3%以上とするとの目標を設定しました。

令和元年度の就労移行支援事業所数は5か所となりましたが、いずれも就労移行率30%以上を維持しており、また、就労定着支援事業所数は3か所で、1年後職場定着率は75%と目標を上回っており、引き続き現状を堅持していく必要があります。

3 自立支援給付

第5期計画の各サービスの見込量（目標値）と進捗状況については、次のとおりです。

(1) 訪問系サービス

〈上段：年間延利用時間、下段：(月平均利用者数)〉

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込量(第5期)	令和2年度 見込に対する 令和元年度 実績率
居宅介護	44,334 時間 (216 人)	44,688 時間 (216 人)	43,480 時間 (206 人)	102.78% (104.85%)
重度訪問介護	24,841 時間 (11 人)	26,262 時間 (11 人)	28,268 時間 (12 人)	92.90% (91.67%)
同行援護	13,311 時間 (50 人)	14,615 時間 (50 人)	15,155 時間 (55 人)	96.44% (90.91%)
行動援護	0時間 (0人)	0時間 (0人)	720時間 (3人)	0.00% (0.00%)
重度障害者等 包括支援	—	—	—	—

居宅介護、重度訪問介護、同行援護については、ニーズの高まりに伴い、利用実績は平成30年度と比べ増えています。

行動援護については、市内に事業所が令和元年度末時点で2箇所のみであり、利用実績はありませんでした。

なお、重度障害者等包括支援については、県内に事業所が無く、全国的にも利用実績が少ないことから、本市ではサービス利用を見込んでいませんでした。

(2) 日中活動系サービス

〈上段：年間延利用日数、下段：(月平均利用者数)〉

		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込量(第5期)	令和2年度 見込に対する 令和元年度 実績率
生活介護		105,815 日 (453 人)	104,846 日 (450 人)	111,989 日 (463 人)	93.62% (97.19%)
自立 訓練	機能訓練	0 日 (0 人)	0 日 (0 人)	240 日 (1 人)	0.00% (0.00%)
	生活訓練	3,837 日 (14人)	4,841 日 (19人)	2,765 日 (14人)	175.08% (135.71%)
就労移行支援		7,237 日 (35人)	8,846 日 (43人)	9,552 日 (46人)	92.61% (93.48%)
就労継 続支援	A型	28,679 日 (118 人)	28,407 日 (116 人)	33,340 日 (131 人)	85.20% (88.55%)
	B型	104,871 日 (513 人)	106,626 日 (518 人)	109,727 日 (509 人)	97.17% (101.77%)
就労定着支援		(11 人)	(14 人)	(41 人)	(34.15%)
療養介護		(27 人)	(31 人)	(27 人)	(114.81%)
短期入所(福祉型)		3,828 日 (53 人)	3,708 日 (54 人)	3,652 日 (63 人)	101.53% (85.71%)
短期入所(医療型)		612 日 (9 人)	588 日 (9 人)	360 日 (8 人)	163.33% (112.50%)

生活介護については、概ね計画どおりの実績になっています。

自立訓練（機能訓練）については、市内に事業所がなく、本市の利用実績は県外の事業所に限られています。

自立訓練（生活訓練）については、市内の事業所が1か所ですが、利用者、利用日数とも見込み量を上回っています。

就労移行支援については、平成30年度に比べ、利用日数、利用者数ともに増加していますが、有期限のサービスのため継続利用が難しいことや、収入が少ないという理由等により、見込量を達成していない状況であるため、今後も利用促進を図る上で、未利用者へのサービス利用の働きかけを積極的に行う必要があります。

就労継続支援A型については、利用実績に大きな変化はありません。

就労継続支援B型については、事業所の開設に伴い、利用は増えているものの見込み量は下回っています。就労定着支援については、利用は増えているものの見込み量は下回っています。

療養介護については、利用が増えています。

短期入所（福祉型）については、概ね計画どおりの実績になっています。

短期入所（医療型）については、見込み量を上回っています。

（３） 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援）

〈月平均利用者数〉

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込量(第5期)	令和2年度 見込に対する 令和元年度 実績率
自立生活援助	2人	2人	4人	50.00%
共同生活援助	198人	210人	205人	102.44%
施設入所支援	228人	224人	220人	101.82%

自立生活援助については、利用実績は横ばいで、見込み量を下回っています。

共同生活援助については、利用者数は増加しており、見込み量を上回る実績となっています。

施設入所支援については、平成30年度に比べ減少していますが、見込み量を上回る実績となっています。

（４） 相談支援

〈月平均利用者数〉

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込量(第5期)	令和2年度 見込に対する 令和元年度 実績率
計画相談支援	361人	380人	385人	98.70%
地域移行支援	1人	1人	9人	11.11%
地域定着支援	7人	5人	12人	41.67%

計画相談支援については、自立支援給付のサービスを利用するすべての者に対して、サービス等利用計画が必要となることを踏まえた見込み量でしたが、概ね計画通りの実績になっています。

地域移行支援については、利用実績は横ばいで、見込み量を下回っています。

地域定着支援については、平成30年度と比べて利用者が減少しており、見込み量も下回っています。

障害者が安心して地域で生活するために、今後も、相談支援体制の強化や、障害福祉サービスの充実を図る必要があります。

4 地域生活支援事業

第4期計画の各サービスの見込量(目標値)と進捗状況については、次のとおりです。

(1) 移動支援事業

<上段：年間延利用時間、下段：(月平均利用者数)>

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込量(第5期)	令和2年度 見込に対する 令和元年度 実績率
移動支援事業	3,853 時間 (55 人)	4,643 時間 (47 人)	4,309 時間 (57 人)	107.75% (82.46%)

令和元年度の移動支援事業については、平成30年度と比べて利用者数は減少したものの、利用時間は増加しており、見込み量を超えています。

(2) 日中一時支援事業

<上段：年間延利用回数、下段：(年間実利用者数)>

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込量(第5期)	令和2年度 見込に対する 令和元年度 実績率
日中一時支援 事業	26,872 回 (447 人)	29,240 回 (464 人)	28,974 回 (476 人)	100.92% (97.47%)

令和元年度の日中一時支援事業については、平成30年度と比べて利用者数、利用回数とも増加しており、概ね計画とおりの実績になっています。

(3) コミュニケーション支援事業

〈年間実利用者数〉

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込量(第5期)	令和2年度 見込に対する 令和元年度 実績率
手話通訳者 派遣事業	381 人	374 人	380 人	98.42%
要約筆記奉仕 員派遣事業	53 人	47 人	79 人	59.49%

令和元年度の手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣事業については、平成30年度と比べて減少しており、見込量と比べると、手話通訳者の派遣は概ね計画とおりの実績になっていますが、要約筆記奉仕員派遣事業については大きく下回っています。

〈実設置者数〉

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込量(第5期)	令和2年度 見込に対する 令和元年度 実績率
手話通訳者 設置事業	4 人	4 人	3 人	133.33%

手話通訳者設置事業については、平成30年度より令和2年度の見込量を確保しています。

5 障害児支援

障害児支援に関する各サービスの見込量（目標値）と進捗状況については、次のとおりです。

(1) 障害児通所支援

〈上段：年間延利用日数、下段：(月平均利用者数)〉

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込量(第5期)	令和2年度 見込に対する 令和元年度 実績率
福祉型 児童発達支援	8,968 日 (58 人)	9,630 日 (63 人)	12,819 日 (70 人)	75.12% (90.00%)
放課後等 デイサービス	32,808 日 (198 人)	38,798 日 (228 人)	33,745 日 (210 人)	114.97% (108.57%)
保育所等 訪問支援	34 日 (3 人)	19 日 (2 人)	48 日 (4 人)	39.58% (50.00%)
医療型 児童発達支援	0 日 (0 人)	2 日 (1 人)	36 日 (1 人)	5.56% (100.00%)

児童発達支援については、平成30年度と比べて増加していますが、見込量を下回っています。

放課後等デイサービスについては、新規事業所の増加等に伴う利用者の増により、年間延利用日数及び月平均利用者数ともに見込量を上回っています。

保育所等訪問支援については、平成30年度と比べて減少しています。

医療型児童発達支援については、利用対象者の有無に大きく左右されることから、利用対象となりうる児童に対し、適切に制度の周知を図っていきます。

6 障害福祉に関する意見聴取等からの課題

今回の計画策定の基礎資料を得ることを目的に、障害者関係団体や障害者相談員、障害福祉サービス事業所等への意見聴取を実施したほか、障害児のご家庭や、障害福祉サービス事業所へのアンケート調査から、以下の課題を抽出しました。

- 地域支援ネットワークの充実
- 地域生活拠点の充実

課題

- 地域支援に関するネットワークの充実

- 地域移行するための受入施設の確保
- グループホーム[※]等、今後の居住の場の確保

課題

- 住まいの場の確保

- 親の高齢化（親亡き後）を見据えた支援の実施
- 必要な支援を見極めてマッチングするスキルの向上
- 個別ニーズに添ったサービスの提供

課題

- 障害福祉サービス等の充実及びマッチング
- 相談支援体制の充実

- 短期入所の充実
- 地域生活拠点の充実

課題

- 短期入所の受け入れ確保・緊急時の対応強化

- 支援ボランティアの養成と活動の拠点整備
- 各障害についての特性を理解した支援
- ヘルパーの専門的支援技術の向上

課題

- 支援ボランティアの養成と支援者の専門的支援技術の向上

- 事業所等で働く人材の十分な確保
- 相談支援専門員の充実

課題

- 介護人材の確保

- 高齢化による介護保険と障害福祉の連携、スムーズな移行
- 保護者の高齢化対応

課題

- 障害者の高齢化への対応

- 企業側としての意識の向上や、障害者理解
- 障害の特性に応じた就労支援や就労定着に向けた支援の充実

課題

- 就労支援体制の充実

- 児童発達支援・放課後等デイサービス等の充実
- 重度障害児、医療ケアを必要とする障害児の支援やニーズに対応した支援の充実

課題

- きめ細かな障害児支援の充実

4 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の成果目標の設定と方策

1 計画策定の基本課題

前述の「障害福祉に関する意見聴取等からの課題」を次のように整理し、この計画策定の基本課題として位置づけます。

これらの基本課題に対しては、重点項目の目標値とその方策、及び障害福祉サービスの見込量とその方策により、その課題の解決に向けた施策を推進します。

計画策定の基本課題

◆障害福祉サービスに係る課題

- ①短期入所施設及び地域生活拠点の充実
- ②地域支援に関するネットワークの充実
- ③支援ボランティアの養成と支援者の資質向上
- ④障害福祉サービス等の充実及びマッチング
- ⑤住まいの場となるグループホーム^{*}等の整備
- ⑥相談支援体制の充実
- ⑦介護職員の人材確保
- ⑧就労支援体制の充実
- ⑨障害児サービスの充実

◆その他の課題

- ①障害者（保護者）の高齢化への対応
- ②介護保険との連携

2 重点項目と方策

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定にあたって、障害者等の自立支援の観点から、国の基本指針では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等が有する機能の充実、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤障害児支援の提供体制の整備等、⑥相談支援体制の充実・強化等、⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の7つの成果目標を掲げていることを求めています。

本市においては、こうした国の基本指針に、これまでの障害福祉施策の進捗状況等を踏まえて、成果目標を次のとおり掲げ、その達成に向けて総合的・計画的に施策に取り組めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和2年3月末現在、本市から障害者支援施設（入所支援施設）に222人が入所しています。

入所状況（令和2年3月末現在）	
障害者支援施設（入所支援施設）	222人

目標値

本市では、地域での生活を希望する全ての人々が、地域で自立した生活を送ることを目指し、各施設における取組みに加えて、地域におけるさまざまな機関が連携・協働して支援を行うこととしており、令和5年度末までに地域生活に移行する障害者の人数と合わせ、施設入所者数の目標値を次のように設定します。

令和2年3月末時点の施設入所者222人のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者及び施設入所者数の削減の目標値

地域移行者：4人（1.6%）
入所者の削減：4人（1.6%）

方策

入所施設から地域生活への移行の可能性があると判断される入所者が実際に地域に移行するためには、本人の意志や家族の理解をはじめ、入所施設側の地域移行に向けての支援など、解決すべき多くの課題があります。

このような状況のなか、施設入所者の地域生活への移行に向けて、次に掲げる方向性のもとに施策に取り組んでいきます。

方向性	取組内容
①地域生活への移行の理解の促進	■障害者の意思を尊重するとともに、地域住民や家族、施設などの地域生活への移行に対する理解の促進を図ります。
②地域生活への移行を進める体制づくり	■関係機関との連携を図るとともに、地域相談支援(地域移行支援)体制の整備・充実を進めます。
③地域生活への支援	■共同生活援助(グループホーム*)や公営住宅などの生活の場の確保を図るとともに、一人ひとりの状況に合わせた障害福祉サービスの提供や、就労・余暇活動・生涯学習などの日常生活や社会生活全般にわたる活動の場の支援の充実を図ります。
④相談支援の充実	■障害者相談支援や計画相談支援及び地域相談支援(地域定着支援)等の活用により、地域において自立した生活を営むうえで様々な相談に応じます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

県において算出された2020年度末時点の1年以上の長期在院者数3,239人(うち65歳未満1,005人、65歳以上2,234人)のうち、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)を650人(うち65歳未満を256人、65歳以上394人)としており、人口割合に応じた本市の目標が定められました。(未定)

また、精神障害者を地域で支える環境を整備するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくが求められていることから、本市において、以下の成果目標を設定します。

目標値

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者の地域移行支援等の利用を促進するとともに、保健・医療・福祉関係者による協議を実施します。

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援の利用者数	2人	3人	4人
共同生活援助の利用者数	80人	82人	84人
地域定着支援の利用者数	8人	9人	10人
自立生活援助の利用者数	2人	3人	3人

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療、福祉関係者等の協議の場への参加者数	15人	15人	15人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

方 策

本市には、6箇所の精神科病院、合計1,071床（令和元年12月現在）の病床があることから、「社会的入院」の解消を視野にした地域生活への移行支援は重要な課題です。

本市では、各病院にある「地域連携室」等と協働しながら退院調整に取り組んでいますが、地域生活への移行を進めるには、家族や本人の意向など多くの課題に対する集中的・長期的な働きかけが必要です。

さらに、在院中から退院後の生活まで一貫して寄り添える支援者として、地域のケアマネジメント*機関（相談支援事業者*）が病院と協働して支援することが重要となるため、精神的な不安の高まる夜間も含めた相談支援体制の充実が求められています。退院後には、精神科の医療機関以外に、地域の中に日中安心して過ごせる居場所を確保することが特に重要です。

このような考え方を踏まえながら、入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けて、以下の方向性で施策に取り組んでいきます。

方向性	取組内容
①地域生活への移行の理解の促進	■本人の退院意欲を喚起させるとともに、地域住民や家族などの地域生活への移行に対する理解の促進を図ります。
②包括システムの推進	■地域相談支援(地域移行支援)機関を中心とした支援チームと連携して退院調整する包括システムを推進します。
③地域生活への移行を進める体制づくり	■関係機関との連携を図るとともに、夜間対応などのサポート体制として、地域相談支援(地域定着支援)体制の整備・充実を進めます。
④支援者による協議の場の設置	■保健、医療、福祉関係者による情報共有や個別の支援計画作成のための協議等の場の充実を図ります。
⑤地域生活の支援	<p>■共同生活援助(グループホーム*)等の生活の場の確保を図るとともに、一人ひとりの状況に合わせた障害福祉サービスや日常生活全般にわたる支援の充実を図ります。</p> <p>■地域の中に日中安心して過ごせる居場所を整備し、地域住民との交流を推進します。</p>

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害児・者の地域での暮らしの安心感を担保し、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えながら、支援体制の強化を図る必要があります。

本市では、障害児・者の地域生活支援の強化を図るため、地域生活支援拠点等の充実に向け、次のように目標値を設定します。

目標値

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置数	1か所	1か所	1か所
地位生活支援拠点等の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の回数	1回	1回	1回

方策

方向性	取組内容
①相談支援の充実	■地域生活への移行や親元からの自立、また、その後の一人暮らしを支援するため、相談支援の充実を図ります。
②体験の機会・場の確保	■一人暮らしやグループホーム [※] への入居を支援するため、体験の機会の提供を促進します。
③緊急時の受け入れ・対応	■緊急時の対応のため、24時間の相談受付や、緊急時の受入対応体制を確保します。
④地域の体制づくり	■地域での生活支援を充実させるため、人材の確保・養成や各関係機関との連携を行います。 ■障害者の高齢化・重度化に対応するため、地域における地域資源の活用やコーディネーターの配置等を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

本市には、現在、5箇所（定員52名）の就労移行支援事業所があります。就労移行支援事業は、2年間という有期限のサービスであり、令和元年度の就労移行支援事業の利用者は、79人です。

宇部公共職業安定所の障害者の職業紹介状況をみると、管内で令和元年度に就職した障害者は230人（未定）です。

本市では、市や公共職業安定所、障害福祉サービス事業所などで構成する「宇部市障害者就労支援ネットワーク会議^{*}」が中心となって、障害者の就労支援を進めており、福祉施設から一般就労した人は、平成30年度は19人でしたが、令和元年度は29人と増加しております。

目標値

働くことへの意欲を醸成し、希望する人が個々の状況に応じて就労できることを目指し、福祉施設などにおける支援の質・量両面での充実や就労の場の開拓など、一般就労に必要な多くの課題に積極的に取り組むことにより、令和5年度中に福祉施設から「就労移行支援」等の事業を通じて一般就労する人の数を、以下のように設定します。

項 目	令和5年度
就労移行支援事業所から一般就労への移行者数 (令和元年度比：1.8倍)	33人
就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数 (令和元年度比：1.3倍)	4人
就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数 (令和元年度比：1.25倍)	10人

また、一般就労への定着が重要なことから、上記令和5年度末における就労移行支援事業を利用して一般就労に移行する利用者のうち、就労定着支援事業の利用者数を、以下のように設定します。

令和5年度末の就労定着支援事業の利用者数
27人（令和5年度の就労移行支援事業所から
一般就労への移行者数の80%以上）

また、令和元年度における市内の就労定着支援事業所3か所において、過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合が70%以上であることを踏まえ、以下のように目標を設定します。

令和5年度末の就労定着支援事業所における就労定着率が80%以上の事業所の割合を全体の70%以上とします。

方 策

本市では、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター*などの関係機関と連携を図りながら、次に掲げる方向性のもとに、働きたいと希望する人を福祉施設から一般就労に移行するための施策に取り組んでいきます。

また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の施行に伴い、市内の障害者就労施設等の物品等の受注機会の拡大を図ります。

方向性	取組内容
①障害者雇用の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■公共職業安定所などと連携して、地元企業に対して法定雇用率*の達成や受け入れ職場の障害者への理解など、障害者雇用に係る積極的な啓発活動を展開します。 ■企業側の不安を解消し就労に結び付けるためにジョブアシスタントの養成に取り組みます。
②就労相談・情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■働きたいと希望する障害者や離職者・特別支援学校卒業者の就労を支援するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどと連携して、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かな相談・情報提供に努めます。 ■公共職業安定所の臨床心理士や精神障害者就職サポーター*と連携して、障害者の就労相談を充実します。
③一般就労のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ■就労継続支援B型から就労継続支援A型、さらに就労移行支援から一般就労と、ステップアップしていくことが可能となるよう、関係機関と更なる連携を図りながら支援を充実します。 ■特別支援学校在学中から就労に向けた意欲喚起に取り組みます。
④就労支援システムの強化	<ul style="list-style-type: none"> ■「障害者就労支援ネットワーク会議*」の機能を強化し、雇用・就労についての情報ネットワークの充実を図るとともに、企業などへの意識の啓発や就労先の開拓、就労意欲の向上への取り組み、就職後のフォローなど、総合的な就労支援体制を構築します。 ■障害者の自立、就労促進並びに職場定着の強化のため

	<p>に、障害者就業・生活支援センターを中心に、公共職業安定所や企業、障害者職業センター、障害福祉サービス事業所（就労支援）などとの連携を図り、ネットワークを強化します。</p> <p>■「宇部市障害者就労ワークステーション※」の運営を充実し、障害者の雇用の促進を図ります。</p>
⑤福祉就労の充実等	<p>■福祉施設の利用の充実や就労移行支援の利用促進を図るとともに、福祉施設の指導体制を強化することで、一般就労への移行を推進します。</p> <p>■職場で安心して就労が継続できるとともに就労の定着に向け、就労移行支援事業所と連携して就労定着支援の利用促進を図ります。</p>
⑥受注機会の拡大	<p>■障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ります。</p>

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、多様な相談内容や、地域における生活上の複合的な課題に対応し、増大するニーズや複雑化する相談に総合的に対応できるよう相談支援体制の充実・強化に取り組む必要があります。

本市では、総合的・専門的な相談支援体制、専門的な指導・助言、人材育成及び連携強化の取組等、相談支援体制の充実・強化に向け次のように目標値を設定します。

目標値

・総合的・専門的な相談支援として

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有

・地域の相談支援体制の強化として

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	-	6回	6回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	-	2回	2回
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施件数	12回	12回	12回

方策

方向性	取組内容
①相談支援体制の強化	■相談支援事業所への指導・助言のほか、研修会の開催など人材育成の支援に取り組みます。
②連携の場の設置	■適切な支援につなげられるよう相談機関や関係機関との連携を図ります。

(6) 障害福祉サービスの質の向上のための取組

近年の障害福祉サービス等の多様化に伴い、多くの事業者が参入しており、利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供する必要があります。そのために、障害福祉サービスの質の向上のため、障害福祉サービス等に係る研修の参加や、障害者自立支援審査システム等による審査結果の共有体制等について次のように目標値を設定します。

目標値

・障害福祉サービス等に係る研修の活用

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	4人	4人	4人

・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	有
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	-	-	1回

方策

方向性	取組内容
①県が実施する研修への参加	<ul style="list-style-type: none"> ■県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ積極的に参加します。
②適正な運営を行う事業所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤や障害福祉サービス等の提供の検証を行います。 ■実地指導や指導監査の適正な実施に努め、結果の共有を図ります。

(7) 障害児支援の提供体制の整備

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、身近な場所で提供する体制を構築していくことが重要であるため、宇部市子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら、地域における支援体制の構築等について令和5年度末までの目標を次のように設定します。

目標値

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

令和5年度末の児童発達支援センターの設置について、現在の1か所を堅持します。

令和5年度末の保育所等訪問支援の充実について、現在実施の1か所の利用を促進します。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

令和5年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を現在の1か所、及び放課後等デイサービス事業所の設置について、現在の2か所を堅持します。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について

協議の場として「医療的ケア児を地域で支援するための連携を目的とした情報交換会」を開催、宇部市地域自立支援協議会の実務者会議として位置づけています。また、現在2名の受講修了者によるコーディネーターの配置を進めています。

方策

本市においては、上記施設等は既に設置されているため、利用希望する障害児及びその保護者等に対して十分説明し、円滑な利用につながるよう関係機関等と連携していきます。また、医療的ケア児への適切な支援のため、支援内容を含めた情報を共有するために関係機関による協議を実施するとともに、コーディネーター配置を進め総合的な支援の充実に向け取り組んでいきます。

方向性	取組内容
①医療的ケア児の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■保健、医療、保育、教育等の関係機関と連携し、適切な支援に向け協議を実施します。 ■医療的ケアが必要な障害児の地域生活を支援する体制を整備するため連携体制の整備に向けた協議を実施します。 ■総合的な支援の充実に向けコーディネーターの配置を進めます。

3 障害福祉サービス等の見込量と方策

(1) 自立支援給付

(a) 訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護」、常時介護を要する障害者へのサービスとして「重度訪問介護」及び「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」があり、視覚障害者へのサービスとして「同行援護」があります。

①居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

〈上段:年間延利用見込時間、下段:(月平均利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
45,132 時間 (218人)	45,588 時間 (220人)	46,044 時間 (222人)

<見込値の設定>

令和元年度の実績を基準として、今後の地域移行等を考慮し、年間約1%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

②重度訪問介護

常時介護を必要とする障害支援区分4以上の重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に行います。

〈上段:年間延利用見込時間、下段:(月平均利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
37,644 時間 (12人)	42,156 時間 (13人)	47,220 時間 (15人)

<見込値の設定>

令和2年度の実績見込みを基準として、年間約12%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

③同行援護

視覚障害のため移動が著しく困難な障害者に対して、移動の援護や移動に必要な情報の提供などを行います。

〈上段:年間延利用見込時間、下段:(月平均利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
15,492 時間 (53人)	16,416 時間 (56人)	17,400 時間 (59人)

〈見込値の設定〉

令和元年度の実績を基準として、年間約6%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

④行動援護

知的障害又は精神障害などにより行動が著しく困難な障害支援区分3以上の者に対して、危険を回避するための必要な支援や外出支援を行います。

〈上段:年間延利用見込時間、下段:(月平均利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
240 時間 (1人)	480 時間 (2人)	720 時間 (3人)

〈見込値の設定〉

一人あたりの利用を月に約20時間とし、年間約1人の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要度が著しく高く、障害支援区分6の気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を行っている身体障害又は最重度の知的障害の利用者に対して、通所などのサービスを組み合わせる包括的に行います。

本サービスは県内に事業所がなく、全国的にも利用実績が非常に少ないことから、本市ではサービスの利用を見込んでいません。

訪問系サービスにおける見込量確保の方策

- 訪問系サービスについては、緊急時を含め、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。
- 障害共通の制度のもとで、障害の特性を十分に理解したヘルパーを養成及び確保することにより、サービスの充実に努めます。

(b) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは「生活介護」や「自立訓練」、「就労移行支援」など、地域生活における日中活動の10のサービスに区分されます。

①生活介護

常時介護が必要な人に対して、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。利用については、年齢や障害支援区分、施設入所の有無により判断します。（下表参照）

	在宅	施設入所者
50歳未満	区分3以上	区分4以上
50歳以上	区分2以上	区分3以上

<上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)>

令和3年度	令和4年度	令和5年度
107,880 日 (456人)	108,960 日 (461人)	110,052 日 (466人)

<見込値の設定>

令和2年度の実績見込みを基準として、年間約1%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

②自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復などのための支援を一定期間（頸椎損傷による四肢の麻痺などの状況にある人は3年間、それ以外は1年6か月間）行います。

<上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)>

令和3年度	令和4年度	令和5年度
120 日 (1人)	120 日 (1人)	120 日 (1人)

<見込値の設定>

一人あたりの利用を月に約10日とし、増減なしの見込値を設定しています。

③自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上などのための支援を一定期間（長期入院後などの状況にある人は3年間、それ以外は2年間）行います。

〈上段：年間延利用見込日数、下段：(月平均利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
4,992 日 (20人)	5,136 日 (21人)	5,292 日 (22人)

〈見込値の設定〉

令和元年度の実績見込みを基準として、今後の地域移行等を考慮し、年間約3%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

④就労移行支援

一般企業などでの就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力などの向上のための支援を一定期間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得の場合を除き2年間）行います。

〈上段：年間延利用見込日数、下段：(月平均利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
11,520 日 (55人)	12,672 日 (61人)	13,944 日 (67人)

〈見込値の設定〉

令和2年度の実績見込みを基準として、年間約10%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

⑤就労継続支援（A型）

雇用契約の締結などによる就労の機会の提供、及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力などの向上のための支援を行います。

〈上段：年間延利用見込日数、下段：(月平均利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
27,924 日 (114人)	28,488 日 (116人)	29,052 日 (118人)

〈見込値の設定〉

令和2年度の実績見込みを基準として、年間約2%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

⑥就労継続支援（B型）

雇用契約の締結等によらず、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力等の向上のための支援を行います。

〈上段：年間延利用見込日数、下段：(月平均利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
112,632日 (542人)	116,016日 (558人)	119,496日 (575人)

〈見込値の設定〉

令和2年度の実績見込みを基準として、年間約3%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

⑦就労定着支援（平成30年度からの新規事業）

就労移行支援等の利用を経て一般就労した人に対して、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている場合に相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との調整やそれに伴う課題解決に向けての支援を行います。

〈月平均利用見込者数〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
26人	27人	27人

〈見込値の設定〉

重点項目である「令和5年度末の就労定着支援事業の利用者数27人の達成に向け、各年度の見込値を設定しています。

⑧療養介護

医療機関に入院中で常時介護を必要とされる人に対して、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護などを行います。

〈月平均利用見込者数〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
32 人	33 人	34 人

〈見込値の設定〉

令和2年度の実績見込みを基準として、年間約3%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

⑨福祉型短期入所

自宅で介護する人が病気などの場合に、夜間も含め、施設で短期間の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

〈上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
3,888 日 (57人)	4,080 日 (60 人)	4,284 日 (63 人)

〈見込値の設定〉

令和元年度の実績を基準として、緊急時や地域移行等による利用の増加を考慮し、年間約5%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

⑩医療型短期入所

自宅で介護する人が病気などの場合に、夜間も含め、病院で短期間の入浴、排せつ、食事の介護及び医療ケアなどを行います。

〈上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
600日 (9人)	600 日 (9 人)	600 日 (9 人)

〈見込値の設定〉

令和元年度の実績と増減なしの見込値を設定しています。

日中活動系サービスにおける見込量確保の方策

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、医療ケアなどのニーズに対応できる日中活動系サービスの提供事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。
- 「就労移行支援」や「就労継続支援」については、関係機関と連携を図り、定着支援を含む就労支援に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう工賃の向上を促進します。
- 障害福祉サービス事業所間での研修会や情報交換などを促進することにより、支援者の質の向上を図ります。
- 利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるとともに適切な解決が図られるよう、苦情解決体制の整備及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて、虐待防止のための体制整備を図ります。
- 「短期入所」については、広域的な連携を図りながら、緊急時などにも利用できる短期入所の確保に努めます。

(c) 居住系サービス

①自立生活援助（平成30年度からの新規事業）

障害者支援施設やグループホーム*等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整に関する援助を行います。

〈月間平均利用見込者数〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2人	3人	3人

〈見込値の設定〉

重点項目である「令和5年度末の福祉施設から地域生活への移行者」が自立生活援助を利用するとみなし、達成に向け、各年度の見込値を設定しています。

②共同生活援助（グループホーム※）

地域で共同生活を営む障害者に対して、相談その他の日常生活上の援助を行います。

〈月間平均利用見込者数〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
234人	243人	253人

〈見込値の設定〉

令和2年度の実績見込みを基準として、今後の地域移行等を考慮し、年間約4%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

③施設入所支援

介護が必要な障害支援区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護などを行います。

〈月間平均利用見込者数〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
222人	220人	218人

〈見込値の設定〉

重点項目である「令和2年3月末地点の施設入所者222人のうち、令和5年度末までに施設入所者数の削減の目標値：4人」の達成に向け、各年度の見込値を設定しています。

居住系サービスにおける見込量確保の方策

- 共同生活援助（グループホーム）については、広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保に努めます。
- 施設入所については、利用者の希望などを十分把握し、地域生活に向けての具体的な説明や支援等に努めます。
- グループホーム等での地域生活の体験など地域移行地域定着支援を強化していくとともに、居住サポートの構築や地域の障害者理解の促進に努めます。

(d) 相談支援

計画相談支援では、障害福祉サービスを利用する人に対して、地域で安心して充実した生活を営むことを目的とした、個別の効果的なサービス提供プログラムを作成します。

地域相談支援（地域移行支援）では、施設や病院等に長期入所していた者が地域で生活するための、住居の確保や新生活の準備などについて支援します。

地域相談支援（地域定着支援）では、居宅で一人暮らしをしている者について、夜間等も含めた緊急時における連絡、相談などのサポートをします。

なお、自立支援給付のサービスを利用する場合、原則として、計画相談支援事業所*が作成するサービス等利用計画が必要になります。

〈月平均利用見込者数〉

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	393人	397人	401人
地域移行支援	2人	3人	4人
地域定着支援	15人	16人	17人

〈見込値の設定〉

（計画相談支援）

平成27年度以降、原則として、自立支援給付のサービス対象者全員に対してサービス等利用計画が必要になることを踏まえ、各年度の見込値を設定しています。

（地域移行支援）

令和2年度の実績見込みを基準として、今後の地域移行等を考慮し、年間約1人の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

（地域移行支援・地域定着支援）

令和2年度の実績見込みを基準として、今後の地域移行等を考慮し、年間約1人の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

相談支援における見込量確保の方策

- 多様な事業者の参入など相談支援の担い手を確保し、相談支援体制の構築に努めます。
- 基幹相談支援センター[※]や障害者相談支援事業者が、地域の相談支援の拠点となり相談支援専門員の人材育成等を行うなど、相談支援体制を強化します。また、相談支援専門員の質の向上のため、研修等の取組みを推進します。
- 高齢障害者の意向や、個々の状況、生活ニーズの把握等により、障害者特有の支援の必要性がある場合は、障害福祉サービスの継続を行います。また、支援が途切れないよう、同一の事業所で一体的に介護保険サービスと障害福祉サービスが提供可能となる共生型サービス事業も視野に入れながら、地域とも有機的に結びついた総合的なサービス提供体制の構築に努めます。
- ライフステージのあらゆる段階で障害福祉サービスの情報提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。
- 利用にあたっての手続きや書類の代筆・代読などを支援し、サービスを利用しやすい環境の整備に取り組みます。
- 障害者と家族が定期的に相談でき、安心して生活ができるように情報提供ができる体制を整備します。
- 地域生活支援拠点等の整備に合わせ、緊急時に対応ができるように24時間の相談支援体制を確保します。

(2) 地域生活支援事業

(a) 障害者理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施	実施	実施

<見込値の設定>
令和2年度と同様に実施していきます。

障害者理解促進研修・啓発事業における見込量確保の方策

■障害者理解促進研修・啓発事業の周知に努めるとともに、関係機関とも連携をとり、事業の充実に努めます。

(b) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施	実施	実施

<見込値の設定>
令和2年度と同様に実施していきます。

自発的活動支援事業における見込量確保の方策

■自発的活動支援事業の周知に努めるとともに、関係機関とも連携をとり、事業の充実に努めます。

(c) 障害者相談支援事業

障害者等の自立と社会参加を促進するため、障害者等からのさまざまな相談に対応し、地域における生活を支援します。

＜年間実施見込箇所数＞

令和3年度	令和4年度	令和5年度
3 箇所	3 箇所	3 箇所

＜見込値の設定＞

令和2年度の実績見込みと増減なしの見込値を設定しています。

障害者相談支援事業における見込量確保の方策

- 障害者相談支援事業所の周知に努めるとともに、関係機関と連携をとり、対象者の相談支援の充実に努めます。

(d) 成年後見制度*利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、利用にあたり必要となる費用を負担することが困難である者に対し、利用に係る経費の助成を行います。

＜年間実利用見込者数＞

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2人	4人	6人

＜見込値の設定＞

令和2年度の実績見込みを基準として、国の施策として成年後見制度が促進されていくこと等を考慮し、年間約2人の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

(障害者)成年後見制度利用支援事業における見込量確保の方策

- 制度の周知に努めるとともに、関係機関と連携をとり、対象者の把握に努めます。

(e) コミュニケーション支援事業

聴覚障害者などのコミュニケーションの円滑化や社会的自立を支援するため、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行うとともに、専任の手話通訳者の設置を行います。

①手話通訳者派遣事業

〈年間派遣人数〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
378人	382人	386人

②要約筆記奉仕員派遣事業

〈年間派遣人数〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
47人	47人	47人

〈見込値の設定〉

令和2年度の実績見込みから、障害者差別解消法を踏まえ、各年度、約1%の増加を見込んで見込値を設定しています。

③手話通訳者設置事業

〈実設置見込者数〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
4人	4人	4人

〈見込値の設定〉

平成30年度から市役所窓口到手話通訳者を配置しており、現状維持に努めます。

コミュニケーション支援事業における見込量確保の方策

- 「手話通訳者派遣事業」については、養成した手話奉仕員を会議などに派遣できるよう体制を整備します。
- 「要約筆記奉仕員派遣事業」については、養成した要約奉仕員を会議などに派遣できる体制を整備します。
- 「手話通訳者設置事業」については、専任の通訳者を配置し、会議などに派遣できる体制を整備します。

(f) 日常生活用具給付事業

障害のある人に対して、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

〈年間給付見込数〉

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	10件	10件	10件
自立生活支援用具	15件	15件	15件
在宅療養等支援用具	35件	35件	35件
情報・意思疎通支援用具	60件	60件	60件
排せつ管理支援用具	3,800件	3,800件	3,800件
住宅改修費	5件	5件	5件

〈見込値の設定〉

令和2年度の実績見込みと増減なしの見込値を設定しています。

日常生活用具給付事業における見込量確保の方策

- 日常生活を支援する用具を障害の種類や程度など、それぞれの特性に応じて給付することで、適正な支援を行います。

(g) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出時の情報伝達、見守りなどの支援を行います。

〈上段:年間延利用見込時間、下段:(年間実利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
5,090 時間 (51 人)	5,345 時間 (54 人)	5,612 時間 (57 人)

〈見込値の設定〉

令和2年度の実績見込みを基準として、年間約5%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

移動支援事業における見込量確保の方策

■移動支援事業については、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。

(h) 日中一時支援事業

障害者の家族の就労及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者の日中における活動の場を提供します。

〈上段:年間延利用見込回数、下段:(年間実利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
32,470回 (500人)	34,094 回 (525 人)	35,799 回 (551 人)

〈見込値の設定〉

令和2年度の実績見込みを基準として、年間約5%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

日中一時支援事業における見込量確保の方策

■サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、日中一時支援事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。

(3) 障害児支援

(a) 障害児通所支援

障害児通所支援のサービスは「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」など、5つのサービスに区分されます。

①児童発達支援（福祉型）

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識の技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

〈上段：年間延利用見込日数、下段：(月平均利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
13,524 日 (81人)	15,144 日 (91人)	16,956 日 (102人)

〈見込値の設定〉

令和2年度の実績見込みを基準として、年間約12%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

②放課後等デイサービス

就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

〈上段：年間延利用見込日数、下段：(月平均利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
47,388 日 (278人)	53,544 日 (314人)	60,504 日 (355人)

〈見込値の設定〉

令和2年度の実績見込みを基準として、年間約13%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

③保育所等訪問支援

保育所等における、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

〈上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
24 日 (2人)	36 日 (3 人)	48 日 (4 人)

<見込値の設定>

令和元年度の実績見込みを基準として、月 1 回の訪問及び年間約 1 人の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

④児童発達支援（医療型）

指定医療機関に通い、児童発達支援及び治療を行います。

〈上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
60 日 (1人)	60 日 (1 人)	60 日 (1 人)

<見込値の設定>

令和 2 年度の実績見込みと増減なしの見込値を設定しています。

⑤居宅訪問型児童発達支援（平成30年度からの新規事業）

重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

実績はありませんが、これまでの相談等において問い合わせが少なかったため、本市ではサービスの利用を見込んでいません。

障害児通所支援における見込量確保の方策

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、重症心身障害児等の医療ケアなどのニーズに対応できるサービス提供事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。
 - 教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。
 - 地域の中核的支援施設として、児童発達支援センターにおいて専門的機能の強化を図ります。また、集団生活の適応を図るため、保育所等訪問支援を実施します。
 - 宇部市子ども・子育て支援事業計画との整合性を図り、障害の早期発見・早期治療、早期療育のため、乳幼児健康診査の充実や、学習障害※、注意欠陥多動障害※、高機能自閉症等をはじめとする障害児に対する研修等の充実を図り、療育が必要な子どもに対して、適切な支援に取り組みます。
- また、障害児が地域で安全に安心して生活ができるように、デイサービスや居宅介護事業の充実と努めるとともに、適切な就学指導の充実や、保育所、幼稚園、学童保育及び学校と連携して受入れ体制の整備に取り組みます。

(b) 障害児相談支援等

障害児相談支援では、障害児通所支援を利用する人に対して、地域で安心して充実した生活を営むことを目的とした個別の計画的なプログラムを作成します。

なお、障害児通所給付のサービスを利用する場合、原則として、障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画の作成が必要になります。

〈月平均利用見込者数〉

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	89人	98人	108人

〈見込値の設定〉

平成27年度以降、原則として、障害児通所給付のサービス対象者全員に対して障害児支援利用計画が必要になることを踏まえ、各年度の見込値を設定しています。

⑥医療的ケア児コーディネーターの配置（2018年度からの新規事業）

指定医療機関に通い、児童発達支援及び治療を行います。

〈上段：年間延利用見込日数、下段：(月平均利用見込者数)〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度
72日 (2人)	72日 (2人)	72日 (2人)

〈見込値の設定〉

2人のコーディネーターが月3日支援を行うものとし、その維持に努めます。

障害児相談支援における見込量確保の方策

- 多様な事業者の参入など相談支援の担い手を確保し、相談支援体制の構築に努めます。
- 基幹相談支援センター*や障害者相談支援事業者が、地域の相談支援の拠点となり、相談支援専門員の人材育成等を行うなど、相談支援体制を強化します。
- ライフステージのあらゆる段階で障害福祉サービスの情報提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。
- 障害者と家族が定期的に相談でき、安心につながる情報提供ができるよう体制を整備します。

(3) その他の活動指標

(a) 発達障害者に対する支援

発達障害者及び発達障害児の早期発見、早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要です。発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実に向け取り組んでいきます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	100人	105人	110人
ペアレントメンターの人数	10人	11人	12人
ピアサポートの活動への参加人数	300人	315人	330人

<見込値の設定>

令和2年度の実績見込みを基準として、年間約5%の増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

(b) 子供子育て支援等の障害児の受け入れ

障害児が、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョンを推進する必要があります。保育所等の子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が、希望に沿った利用ができるよう保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等における障害児の受け入れ体制の整備に取り組んでいきます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所における障害児の受け入れ人数	78人	78人	78人
認定こども園における障害児の受け入れ人数	11人	11人	11人
放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ人数	84人	84人	84人

<見込値の設定>

令和2年度の実績見込みと増減なしの見込値を設定しています。

その他の活動指標における見込量確保の方策

- 保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントトレーニング等の支援体制の充実を図ります。
- 子ども子育て関係部局と連携を図り、受け入れ体制の拡充に努めます。
- 安定した保育所等の利用ができるよう保育所等訪問支援サービスの周知を図ります。

4 計画の推進に向けて

(1) 計画の進行管理

計画については、国・県などの障害福祉関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応してまいります。また、上位計画である第四次障害者福祉計画と一体的に推進し、計画の進行管理については、地域自立支援協議会^{*}に報告し、協議会委員の意見を踏まえながら、進捗状況を分析・評価します。

(2) 計画の推進体制の充実

(a) 関係機関・団体との連携

計画については、障害当事者やその家族からなる障害者関係団体をはじめ、保健・医療・福祉・教育・就労など広範な分野にわたる関係団体・機関及び関係行政機関などと連携を図り推進します。

また、地域課題の解決に向け、「障がい等地域支援ブロック会議」、「支援センター・社会福祉協議会及び障害福祉課連絡会議」及び「地域自立支援協議会」などで協議や検討を行ない、サービスの提供体制を強化します。

障害児支援についても、障害児のライフステージに応じた適切な支援が行えるよう、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援体制のあり方などについて協議し、サービスの提供体制を充実します。

さらに、障害者の高齢化が進んでいることから、介護保険制度へのスムーズな移行を行うため、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の関係機関との連携を強化し、情報共有を行うとともに、介護保険制度の移行対象者でも、障害でのサービス対応をしている状況です。

(b) サービス見込量確保への取り組み

サービスの種類ごとの必要な見込量の確保のために、サービス提供の意向を有する事業者の把握や広く情報提供を行う等、多様な事業所の参入を促進します。また、必要なサービスの基盤整備を着実にを行うために、指定を行う県（一部、市）と連携して、計画的に行います。

さらに、介護保険制度等他施策との連携を図り総合的施策の推進に取り組みます。

(c) サービスの質の向上への取り組み

サービスの提供に当たって基本となるのは人材であり、県や近隣自治体、関係機関と連携しながら、研修、サービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取り組みなど、資質の向上に関する総合的な取り組みを推進します。

また、基幹相談支援センター*や障害者相談支援事業者*が中心となり、相談支援を行う人材の育成支援や、個別事例における専門的な指導や助言を行います。